

潟上市議会における陳情書等の取扱基準

潟上市議会に提出された陳情書等について、市で処理することができる権限に属さないもの、内容の正確な把握や確認が難しいものなど、議会としての賛否を明確に示すのが難しいものが多くなっていることから、審査を除外することができる基準を定める。

審査除外基準について

【名誉棄損】

- (1) 個人、団体を著しく誹謗・中傷し、その個人・団体の名誉棄損、信用失墜の恐れがあると判断したもの。

【公序良俗違反】

- (2) 脅迫、恐喝、法令違反、違反行為を求めるものなど公序良俗に反するもの。

【居所・所在不明】

- (3) 住所・連絡先が不十分で連絡のつかないもの。

【係争事件】

- (4) 訴訟または行政不服審査など係争中のもの。

【職員処分】

- (5) 市職員等に対し、懲戒等の処分を求めるもの。

【既決事案】

- (6) すでに願意が達成されているもの、実現の見通しが明らかなもの。

【権限外】

- (7) 国及び他の地方公共団体の事務に関するものなど、本市の権限に属さないもの。

【その他】

- (8) その他議長において会議に付さないことが適当であると認めたもの。